

平成25年10月24日

保護者様

横浜市立舞岡中学校

校長 稲童丸克己

「特別警報」発令時の対応について

秋冷の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、気象庁は、平成25年8月30日から「特別警戒」の運用を開始いたしました。

「特別警戒」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されるもので、地域に甚大な被害の発生が見込まれる場合に発令されます。発令時には、「ただちに命を守る行動をとる」ことが重要で、最優先されます。

そのため、気象警報等の種類を問わず、「特別警報」が発令された場合は、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合と同様に、

- 午前7時の段階で横浜市内（神奈川県全域または、神奈川県東部、横浜・川崎）に「特別警報」、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため全市一斉で「臨時に休業（休校）」の措置を講じます。

資料（気象庁HPより抜粋）

<「特別警報」とは>

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波、噴火等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。